

全 建 労 発 第 9 号

平成 24 年 4 月 13 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 浅 沼 健 一

化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省では、「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針」について、危険性及び有害性の範囲を見直し、表示しなければならない事項等の追加を行うとともに、指針の法令上の位置付けを明確にする改正を行い、平成 24 年 4 月 1 日より適用することとした旨、別添の通り本会に対し周知依頼がありました。

つきましては、改正点にご留意のいただき、貴協会傘下会員に対し、ご周知いただきますようお願い申し上げます。